

小田原市教育委員会名義後援の承認事業に係る学校へのチラシ及びポスターの配布基準

令和6年12月24日制定

(趣旨)

- 1 この基準は、小田原市教育委員会の名義後援承認事業に係る学校へのチラシ及びポスターの配布に係る取扱いについて定めるものです。

(配布数)

- 2 チラシ及びポスターの配布数は、1校につき、チラシ30枚・ポスター1枚までとします。

(配布手続き)

- 3 学校へのチラシ及びポスターの配布を希望する場合は、名義後援の承認を受けた後、小田原市教育委員会教育総務課に連絡し、配布方法を確認してください。

(適用)

- 4 この基準は、令和7年4月1日以降に実施する事業分から適用します。